化粧品の全成分表示のための名称作成申込書について

日本化粧品工業連合会

平成12年9月29日付厚生省告示第332号によって、平成13年4月1日から薬事法に基づく化粧品の全成分表示制度が導入されることが規定され、また、平成13年3月6日付医薬審発第163号・医薬監麻発第220号厚生労働省医薬局審査管理課長並びに同監視指導・麻薬対策課長連名通知「化粧品の全成分表示の表示方法等について」の記の1の(1)によって、化粧品の全成分表示の際に用いる成分の名称は、「日本化粧品工業連合会作成の『化粧品の成分表示名称リスト』等を利用する」ことが明記されました。

日本化粧品工業連合会では、平成11年4月30日に「化粧品の成分表示名称リスト(No.1)」を公表致しましたが、これまでに No.10(平成13年11月末現在)までのリストを公表してまいりました。

つきましては、化粧品に配合予定の成分であって、化粧品の全成分表示のための表示名称作成を必要とするものがございましたら、別紙の「化粧品の全成分表示のための名称作成申込書」に必要事項をご記入の上、日本化粧品工業連合会事務局(所在地:〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-1-5虎ノ門 45MT ビル 6F)にご送付くださるようよろしくお願い申し上げます。化粧品の製造、輸入、販売又は化粧品原料の製造、輸入、販売に携わっておられる方であれば、どなたでも申込みができます。

ただし、「日本化粧品工業連合会傘下会員」<u>以外の方</u>は手数料をいただきます。 詳細は、次ページの < 手数料について > をご参照ください。

なお、申込みにあたりましては、次の点をご理解下さるようよろしくお願い致 します。

(1)当会と致しましては、INCI に準じて表示名称を作成しているとともに、 将来 INCI 名をそのまま製品に表示することを視野に入れて作業を行って おりますので、受付けさせていただくのは、INCI 名が存在するもの又は INCI 名取得のための手続きをとったものに限らせていただきます。

なお、INCI 名取得に関しまして、ご不明な点があれば日本化粧品工業連合会事務局にお問い合せ下さい。

- (2)従前は、化粧品原料の「商品名」に対して、「表示名称」を作成するとの 考え方で作業を進めてまいりましたが、今後は、(1)の考え方に基づき基 本的には「INCI名」に対して「表示名称」を作成してまいります。
- (3)当会は、申請された成分の安全性、配合の可否等については一切関与致しません。

したがいまして、申請された成分が防腐剤、紫外線吸収剤又はタール色素に該当するかどうか等の判断も一切致しませんので、化粧品への配合にあたっては、平成12年9月29日付医薬発第990号厚生省医薬安全局長通知等に基づき、自己の責任の下で行って下さい。

(4)ご提出いただきました資料の範囲では、表示名称が作成できない場合は、 追加資料のご提出を求める場合がございます。

以上

<手数料について>

日本化粧品工業連合会傘下会員<u>以外の方</u>が、化粧品の全成分表示のための表示 名称作成を日本化粧品工業連合会にお申込みになる場合、下記の要領により手数 料をお支払い下さるようよろしくお願い致します。

なお、ここでいう日本化粧品工業連合会傘下会員とは、

- 東京化粧品工業会 正会員
- ・近畿化粧品工業会 正会員
- 東京化粧品工業会 原料部会員
- · 近畿化粧品工業会 賛助会員
- 東京化粧品工業会 賛助会員
- ・中部化粧品工業会 正会員
- ・東京化粧品工業会 色素部会員

のいずれかに該当する方をいいます。

1.手数料

申込書一通につき1,000円

2.お支払いの方法

下記の振込先に所定の金額(申込書の数×1,000円)を振込みの上、振込金受領書のコピーをA4サイズの台紙に貼付し、余白に申込み担当者の連絡先(社名、氏名)を記載し、それを別紙の申込書及び添付が必要な資料とともに日本化粧品工業連合会(〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-1-5虎ノ門45MTビル6F)に郵送してください。

3 . 振込先

銀 行 名:三井住友銀行 霞が関支店 普通預金口座

口座名義: 粧工連表示名称作成

店番号:639

口座番号:6575310

4.注意事項

(1)表示名称作成申込みの手数料は返金いたしませんので予めご了承ください。

- (2)振込手数料は、表示名称作成の申込みをされる方の負担とさせていただき ます。
- (3) 平成14年1月1日申込み分から手数料を徴収させていただきます。

以上

受付番号 受付年月日

(記入不要)

平成 年 月 日

日本化粧品工業連合会事務局殿

化粧品の全成分表示のための名称作成申込書

表示名称の作成を申込みます。詳細は、別添のとおりです。

会社名					
		〒 -			
住 所					
担当者名	Š				
印又はサ	イン				
電話番号	릉				
FAX 番	号				
E-メールアト	゛レス				

備考

- 1.別添及びそれに付随する資料は、全成分表示名称委員会命名部会における検討用資料として配付されますが、この用紙自体は、日本化粧品工業連合会事務局に保管されるだけで、複写したり事務局以外に配付されたりすることはありません。また、この申込書等を廃棄する必要性が生じた場合は、日本化粧品工業連合会事務局の責任のもとで行います。
- 2.この申込書に基づき職務上知り得た事実のうち、公知となっている事実以外の事実について、全成分表示名称委員会命名部会の出席者及び事務局職員並びに事務局嘱託職員は、守秘義務を負います。

					受 付 都	番号		
				•			(記入不	要)
A . I		又載されて	こいる下記	eo INC	CI 名につ	いて表示	名称作成る	を申込み
	INCI	፭(ICID ፮	第版):	:				
	提案さ	される表	示名称:					
	TFA かり 込みます		通知を受け	た下記	Eの INCI	名につい	1て表示名称	你作成を
	INCI :	当:						
	提案を	これる表	示名称:					
に	INCI 名 込みます 本申 □	名作成の申 け。 込みに関 INCI 名甲		ました よ、 表示名	。この原 称の作成	(料につい なを希望し	. •	
	商品名	:						
	提案を	これる表	示名称:					

<記載要領>

(1) 別添の	$A \sim C C$	うち、	該当す	¯るものを <u>−</u>	<u>−つ</u> 選ん	でいただき、	にチェ
		ックの印	をつけて	くださ	5 L L				

(2) A 又は B に該当する場合は、INCI 名を一つご記入ください。

Cに該当する場合は、INCI 名がないため、原料の商品名をご記入ください。この場合、INCI への申請書の「TRADE NAME」欄と同じ商品名をご記入ください。ただし、INCI への申請書の「TRADE NAME」欄と対応可能なことが明らかであれば、邦文表記(又は邦文併記)したものでもかまいません。

- (3)提案される表示名称(邦文)がありましたら、その名称をご記入ください.
- (4)A~Cいずれの場合におきましても、動物、植物、微生物由来成分等 INCI 名にラテン名が付記されている又は付記される可能性があるものは、ラテン名に対応する和名が記載されている図鑑、事典等のコピーを必ず添付してください。その際、出典も明記してください。
- (5)その他、次の点にご留意ください。
 - ・Aに該当する場合

INCI 名は、それが収載されている ICID の Edition のうち、最新の版番号をご記入ください。また、当該ページのコピーを添付してください。

なお、INCI 名が、ICID には収載されていないが、CTFA On-Line(有料)に掲載されている場合もAに該当します。その場合は、当該ページをダウンロードしたものに、ダウンロードした日付を記入したものを添付してください。

・Bに該当する場合

CTFA からの「INCI 名の決定通知」の写しを添付してください。

·Cに該当する場合

CTFA に提出した申請書(Form TN)の写しを添付するとともに、邦訳を付してください。

また,表示名称の作成希望時期は、INCI 名取得前か取得後かにつきまして、□ にチェックの印をつけてください。

なお、INCI 名取得を待たずに表示名称作成を希望されることも可

能ですが、この場合、後日取得された INCI 名によっては、表示名称が変更となる場合があります。

おって、CTFA から「INCI 名の決定通知」を受理された場合は、 その写しを速やかに事務局までご提出ください(Tel:03-5472-2530 / Fax:03-5472-2536)。

<略号の意味>

INCI(International Nomenclature Cosmetic Ingredient): 化粧品原料の国際命名法。

INCI 名:上記 INCI に基づき CTFA が公表している化粧品成分の国際的表示名称。

ICID(International Cosmetic Ingredient Dictionary and Handbook): CTFA が 発行している INCI 名を収載した辞典。

CTFA(The Cosmetic, Toiletry, and Fragrance Association):米国化粧品工業会。